

実施方針　修正対照表（令和7年3月21日公表版からの修正箇所）

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>表紙</p> <p>西長沢浄水場排水処理施設整備事業</p> <p>実施方針（案）</p> <p>令和7年3月</p> <p>神奈川県内広域水道企業団</p> <p>（略）</p>	<p>表紙</p> <p>西長沢浄水場排水処理施設整備事業</p> <p>実施方針（案）</p> <p>令和7年3月 <u>（令和7年7月修正）</u></p> <p>神奈川県内広域水道企業団</p> <p>（略）</p>	<p>（追記）</p>

修 正 前	修 正 後	備考欄																								
<p>○ 用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>修繕</td><td>消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>撤去対象施設</td><td>既設施設のうち本事業期間中に、事業者が撤去する施設をいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> </tbody> </table> <p>第1 本事業の概要</p> <p>1 事業の目的</p> <p>西長沢浄水場は昭和49年から供給を開始した浄水場であり、酒匂川及び相模川から取水された水が相模原ポンプ場を経由し、また相模湖系上流から取水された水と共にずい道内を通り送られ、ここで処理された浄水は横浜市営水道及び川崎市営水道に供給している。</p> <p>一方、西長沢浄水場の排水処理施設は、平成12年度に設置された脱水機設備が稼働開始から24年が経過し、経年化が進んで維持管理費用が増加している。</p> <p>そこで本事業では、事業者の創意工夫が最大限に發揮され、より効率的に整備がされることを期待して、排水処理施設の維持管理業務も含めたD B O方式により経年化した脱水機設備を含む排水処理施設の更新を実施するものである。</p>	用語	定義	修繕	消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。	撤去対象施設	既設施設のうち本事業期間中に、事業者が撤去する施設をいう。	<p>○ 用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>修繕</td><td>消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>撤去対象施設</td><td>既設施設のうち本設計・工事期間中に、事業者が撤去する施設をいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> </tbody> </table> <p>第1 本事業の概要</p> <p>1 事業の目的</p> <p>西長沢浄水場は昭和49年から供給を開始した浄水場であり、酒匂川及び相模川から取水された水が相模原ポンプ場を経由し、また相模湖系上流から取水された水と共にずい道内を通り送られ、ここで処理された浄水は横浜市営水道及び川崎市営水道に供給している。</p> <p>一方、西長沢浄水場の排水処理施設は、平成12年度に設置された脱水機設備が稼働開始から24年が経過し、経年化が進んで維持管理費用が増加している。</p> <p>そこで本事業では、事業者の創意工夫が最大限に發揮され、より効率的に整備がされることを期待して、排水処理施設の維持管理業務も含めたD B O方式により経年化した脱水機設備を含む排水処理施設の更新を実施するものである。</p>	用語	定義	修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。	撤去対象施設	既設施設のうち本設計・工事期間中に、事業者が撤去する施設をいう。	(変更)
用語	定義																									
...	...																									
修繕	消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。																									
...	...																									
撤去対象施設	既設施設のうち本事業期間中に、事業者が撤去する施設をいう。																									
...	...																									
用語	定義																									
...	...																									
修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。																									
...	...																									
撤去対象施設	既設施設のうち本設計・工事期間中に、事業者が撤去する施設をいう。																									
...	...																									
		(変更)																								

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>2 事業内容に関する事項</p> <p>(4) 事業形態</p> <p>エ 本事業のスケジュール（予定）</p> <p>・基本契約の締結 令和9年7月頃</p> <p>・建設工事請負契約の締結 令和9年8月頃</p> <p>・運転維持管理業務委託契約の締結 令和9年8月頃</p> <p>（略）</p> <p>・設計・工事期間 令和8年8月～令和19年度（暫定） ※契約日から令和20年3月31日まで（暫定）</p> <p>・引継ぎ期間（運転維持管理） 令和9年8月～令和10年3月31日</p> <p>（略）</p>	<p>2 事業内容に関する事項</p> <p>(4) 事業形態</p> <p>エ 本事業のスケジュール（予定）</p> <p>・基本契約の締結 令和9年<u>8</u>月頃</p> <p>・建設工事請負契約の締結 令和9年<u>9</u>月頃</p> <p>・運転維持管理業務委託契約の締結 令和9年<u>9</u>月頃</p> <p>（略）</p> <p>・設計・工事期間 令和8年<u>9</u>月～令和19年度（暫定） ※契約日から令和20年3月31日まで（暫定）</p> <p>・引継ぎ期間（運転維持管理） 令和9年<u>9</u>月～令和10年3月31日</p> <p>（略）</p>	<p>（変更） （変更） （変更） （変更） （変更） （変更）</p>
<p>3 対象施設</p> <p>(1) 対象施設の概要</p> <p>ア 西長沢浄水場の基本諸元 設計及び建設工事の対象施設は西長沢浄水場排水処理施設であり、基本諸元を表1-1に示す。</p>	<p>3 対象施設</p> <p>(1) 対象施設の概要</p> <p>ア 西長沢浄水場<u>排水処理施設</u>の基本諸元 設計及び建設工事の対象施設は西長沢浄水場排水処理施設であり、基本諸元を表1-1に示す。</p>	<p>（追記）</p>

修 正 前		修 正 後		備考欄
表 1-1 基本諸元				
項目	内 容	項目	内 容	
施設名称	排水処理施設	施設名称	排水処理施設	
施設能力（浄水処理）	937,700 m ³ /日	施設能力（浄水処理）	937,700 m ³ /日	
浄水処理方式	凝集沈殿+急速ろ過	処理汚泥等	<u>浄水処理汚泥 (浄水処理方式:凝集沈殿+急速ろ過)</u>	
機械脱水方式	(既 設) 短時間型加圧脱水機 (更新後) 機械脱水方式	機械脱水方式	(既 設) 短時間型加圧脱水機 (更新後) 機械脱水方式	(変更)

修 正 前			修 正 後			備考欄																																																																																																																											
(2) 整備対象施設及び主な整備内容 (略)			(2) 整備対象施設及び主な整備内容 (略)																																																																																																																														
表 1-4 整備対象施設及び整備内容			表 1-4 整備対象施設及び整備内容																																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>主な整備内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水池</td><td>電気設備</td><td>・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td>排泥池</td><td>電気設備</td><td>・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">濃縮槽</td><td>補機類、配管等</td><td>・設備の新設</td><td></td></tr> <tr> <td>電気設備</td><td>・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">二次濃縮設備</td><td>二次濃縮設備</td><td>・設備の撤去、新設</td><td></td></tr> <tr> <td>補機類、配管等</td><td>・設備の撤去、新設</td><td></td></tr> <tr> <td>電気設備</td><td>・設備の撤去、新設</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">排水処理本館</td><td>排水処理本館</td><td>・建築附帯設備の撤去、新設</td><td></td></tr> <tr> <td>受水槽</td><td>・増設</td><td></td></tr> <tr> <td>補器類、配管等</td><td>・設備の撤去、新設</td><td></td></tr> <tr> <td>電気設備</td><td>・設備の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="6">排水処理棟</td><td>排水処理棟</td><td>・建築物の一部改修 (屋根防水、防音)、建築附帯設備の撤去、新設</td><td>※1</td></tr> <tr> <td>脱水機設備</td><td>・設備の撤去、新設</td><td></td></tr> <tr> <td>補器類、配管等</td><td>・設備の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td>電気設備</td><td>・設備 (受変電) の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td>監視制御設備</td><td>・設備 (監視制御、ITV 設備) の新設、撤去</td><td>※2</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>放流用浄水設備 場内配管等</td><td>※3</td></tr> </tbody> </table>					主な整備内容	備考	排水池	電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去		排泥池	電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去		濃縮槽	補機類、配管等	・設備の新設		電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去		二次濃縮設備	二次濃縮設備	・設備の撤去、新設		補機類、配管等	・設備の撤去、新設		電気設備	・設備の撤去、新設		排水処理本館	排水処理本館	・建築附帯設備の撤去、新設		受水槽	・増設		補器類、配管等	・設備の撤去、新設		電気設備	・設備の新設、撤去		排水処理棟	排水処理棟	・建築物の一部改修 (屋根防水、防音)、建築附帯設備の撤去、新設	※1	脱水機設備	・設備の撤去、新設		補器類、配管等	・設備の新設、撤去		電気設備	・設備 (受変電) の新設、撤去		監視制御設備	・設備 (監視制御、ITV 設備) の新設、撤去	※2	その他	放流用浄水設備 場内配管等	※3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>主な整備内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水池</td><td>電気設備</td><td>・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td>排泥池</td><td>電気設備</td><td>・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">濃縮槽</td><td>補機類、配管等</td><td>・設備の新設</td><td></td></tr> <tr> <td>電気設備</td><td>・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">二次濃縮設備</td><td>二次濃縮設備</td><td>・設備の撤去、新設</td><td></td></tr> <tr> <td>補機類、配管等</td><td>・設備の撤去、新設</td><td></td></tr> <tr> <td>電気設備</td><td>・設備の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">排水処理本館</td><td>排水処理本館</td><td>・建築附帯設備の撤去、新設</td><td></td></tr> <tr> <td>受水槽</td><td>・増設</td><td></td></tr> <tr> <td>補器類、配管等</td><td>・設備の撤去、新設</td><td></td></tr> <tr> <td>電気設備</td><td>・設備の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="5">排水処理棟</td><td>排水処理棟</td><td>・建築物の一部改修 (屋根防水、防音)、建築附帯設備の撤去、新設</td><td>※1</td></tr> <tr> <td>脱水機設備</td><td>・設備の撤去、新設</td><td></td></tr> <tr> <td>補器類、配管等</td><td>・設備の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td>電気設備</td><td>・設備 (受変電) の新設、撤去</td><td></td></tr> <tr> <td>監視制御設備</td><td>・設備 (監視制御、ITV 設備) の新設、撤去</td><td>※2</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>放流用浄水設備 場内配管等</td><td>・新設 ・脱水機設備の切替に伴う整備</td><td>※3</td></tr> </tbody> </table>					主な整備内容	備考	排水池	電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去		排泥池	電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去		濃縮槽	補機類、配管等	・設備の新設		電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去		二次濃縮設備	二次濃縮設備	・設備の撤去、新設		補機類、配管等	・設備の撤去、新設		電気設備	・設備の新設、撤去		排水処理本館	排水処理本館	・建築附帯設備の撤去、新設		受水槽	・増設		補器類、配管等	・設備の撤去、新設		電気設備	・設備の新設、撤去		排水処理棟	排水処理棟	・建築物の一部改修 (屋根防水、防音)、建築附帯設備の撤去、新設	※1	脱水機設備	・設備の撤去、新設		補器類、配管等	・設備の新設、撤去		電気設備	・設備 (受変電) の新設、撤去		監視制御設備	・設備 (監視制御、ITV 設備) の新設、撤去	※2	その他	放流用浄水設備 場内配管等	・新設 ・脱水機設備の切替に伴う整備	※3	
		主な整備内容	備考																																																																																																																														
排水池	電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去																																																																																																																															
排泥池	電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去																																																																																																																															
濃縮槽	補機類、配管等	・設備の新設																																																																																																																															
	電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去																																																																																																																															
二次濃縮設備	二次濃縮設備	・設備の撤去、新設																																																																																																																															
	補機類、配管等	・設備の撤去、新設																																																																																																																															
	電気設備	・設備の撤去、新設																																																																																																																															
排水処理本館	排水処理本館	・建築附帯設備の撤去、新設																																																																																																																															
	受水槽	・増設																																																																																																																															
	補器類、配管等	・設備の撤去、新設																																																																																																																															
	電気設備	・設備の新設、撤去																																																																																																																															
排水処理棟	排水処理棟	・建築物の一部改修 (屋根防水、防音)、建築附帯設備の撤去、新設	※1																																																																																																																														
	脱水機設備	・設備の撤去、新設																																																																																																																															
	補器類、配管等	・設備の新設、撤去																																																																																																																															
	電気設備	・設備 (受変電) の新設、撤去																																																																																																																															
	監視制御設備	・設備 (監視制御、ITV 設備) の新設、撤去	※2																																																																																																																														
	その他	放流用浄水設備 場内配管等	※3																																																																																																																														
		主な整備内容	備考																																																																																																																														
排水池	電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去																																																																																																																															
排泥池	電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去																																																																																																																															
濃縮槽	補機類、配管等	・設備の新設																																																																																																																															
	電気設備	・設備 (現場盤、計装) の新設、撤去																																																																																																																															
二次濃縮設備	二次濃縮設備	・設備の撤去、新設																																																																																																																															
	補機類、配管等	・設備の撤去、新設																																																																																																																															
	電気設備	・設備の新設、撤去																																																																																																																															
排水処理本館	排水処理本館	・建築附帯設備の撤去、新設																																																																																																																															
	受水槽	・増設																																																																																																																															
	補器類、配管等	・設備の撤去、新設																																																																																																																															
	電気設備	・設備の新設、撤去																																																																																																																															
排水処理棟	排水処理棟	・建築物の一部改修 (屋根防水、防音)、建築附帯設備の撤去、新設	※1																																																																																																																														
	脱水機設備	・設備の撤去、新設																																																																																																																															
	補器類、配管等	・設備の新設、撤去																																																																																																																															
	電気設備	・設備 (受変電) の新設、撤去																																																																																																																															
	監視制御設備	・設備 (監視制御、ITV 設備) の新設、撤去	※2																																																																																																																														
その他	放流用浄水設備 場内配管等	・新設 ・脱水機設備の切替に伴う整備	※3																																																																																																																														
(略)			(略)																																																																																																																														
※3 放流用浄水設備はピコプランクトン対策 として実施を想定する。			※3 放流用浄水設備はピコプランクトン対策 として実施を想定する。 <u>ただし、ピコプランクトン対策は下水放流に限定しないものとし、事業者提案により、その他の方法を用いる場合、放流用浄水設備は不要とする。</u>			(追記)																																																																																																																											

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>第2 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>1 事業者の募集及び選定方法</p> <p>(1) 事業者に求める役割</p> <p>(略)</p> <p>③ 本事業は長期間にわたることから、本事業を確実に実行する計画と、緊急時を踏まえた業務実施体制を構築とともに、本事業を取り巻く環境の変化や技術の進歩等に対しても、企業団との相互協力のもとで柔軟に対応していく必要がある。</p>	<p>第2 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>1 事業者の募集及び選定方法</p> <p>(1) 事業者に求める役割</p> <p>(略)</p> <p>③ 本事業は長期間にわたることから、本事業を確実に実行する計画と、緊急時を踏まえた業務実施体制を構築とともに、本事業を取り巻く環境の変化や技術の進歩等に対しても、企業団との相互協力のもとで柔軟に対応していく必要がある。</p> <p><u>企業団では浄水発生土の有効利用の取組みとして、創設当時から乾燥機を設置し、有価物として活用してきた。</u> <u>その後は、当該市場の再編により、浄水発生土は全量を産業廃棄物として処分しており、現在は脱水土を道路埋め戻し材等に二次利用している。</u> <u>また、現在、企業団では事業活動全体を通じて、省エネ化および脱炭素化を進めていることから、事業者は、これまでと現在の企業団の取組みを考慮した取組を求める。</u></p>	(追加)

修 正 前	修 正 後	備考欄																																																																																																
<p>2 事業者の募集及び選定の手順</p> <p>(1) 事業者の募集及び選定スケジュール</p> <p>事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は以下のとおりとする。なお、企業団の事情により下記予定を変更することがある。その場合は、ウェブサイト等で周知する。</p> <p>表 2-2 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th><th>日 程</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方針（案）等の公表</td><td>令和7年3月21日</td></tr> <tr> <td>現場見学（Web開催）</td><td>令和7年3月21日 ～令和9年3月上旬</td></tr> <tr> <td>第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）</td><td>～令和7年4月18日</td></tr> <tr> <td>第1回質問・意見の受付（実施方針（案））</td><td>～令和7年4月18日</td></tr> <tr> <td>第1回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和7年5月中旬</td></tr> <tr> <td>要求水準書（案）の公表</td><td>令和8年4月中旬</td></tr> <tr> <td>第2回資料閲覧（※必要に応じて実施）</td><td>～令和8年4月30日</td></tr> <tr> <td>現地調査の実施</td><td>令和8年5月上旬 ～令和8年5月下旬</td></tr> <tr> <td>第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））</td><td>～令和8年6月上旬</td></tr> <tr> <td>第2回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和8年7月中旬</td></tr> <tr> <td>入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表</td><td>令和8年9月上旬</td></tr> <tr> <td>現地調査の実施</td><td>令和8年9月中旬 ～令和8年9月下旬</td></tr> <tr> <td>第3回質問・意見の受付（入札説明書等）</td><td>～令和8年9月下旬</td></tr> <tr> <td>第3回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和8年10月中旬</td></tr> <tr> <td>入札参加資格確認申請書類の提出</td><td>令和8年11月上旬</td></tr> <tr> <td>入札参加資格確認通知の送付</td><td>令和8年11月下旬</td></tr> <tr> <td>第1回技術対話の実施</td><td>令和8年12月中旬</td></tr> <tr> <td>第2回技術対話の実施</td><td>令和9年1月下旬</td></tr> <tr> <td>入札（入札書及び提案書類の受付）</td><td>令和9年3月上旬</td></tr> <tr> <td>技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施</td><td>令和9年4月中旬</td></tr> <tr> <td>落札者の決定及び選定結果の公表</td><td>令和9年5月中旬</td></tr> <tr> <td>基本契約締結</td><td>令和9年7月上旬</td></tr> <tr> <td>建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結</td><td>令和9年8月下旬</td></tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	実施事項	日 程	実施方針（案）等の公表	令和7年3月21日	現場見学（Web開催）	令和7年3月21日 ～令和9年3月上旬	第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）	～令和7年4月18日	第1回質問・意見の受付（実施方針（案））	～令和7年4月18日	第1回質問・意見に対する回答の公表	令和7年5月中旬	要求水準書（案）の公表	令和8年4月中旬	第2回資料閲覧（※必要に応じて実施）	～令和8年4月30日	現地調査の実施	令和8年5月上旬 ～令和8年5月下旬	第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））	～令和8年6月上旬	第2回質問・意見に対する回答の公表	令和8年7月中旬	入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和8年9月上旬	現地調査の実施	令和8年9月中旬 ～令和8年9月下旬	第3回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和8年9月下旬	第3回質問・意見に対する回答の公表	令和8年10月中旬	入札参加資格確認申請書類の提出	令和8年11月上旬	入札参加資格確認通知の送付	令和8年11月下旬	第1回技術対話の実施	令和8年12月中旬	第2回技術対話の実施	令和9年1月下旬	入札（入札書及び提案書類の受付）	令和9年3月上旬	技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和9年4月中旬	落札者の決定及び選定結果の公表	令和9年5月中旬	基本契約締結	令和9年7月上旬	建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結	令和9年8月下旬	<p>2 事業者の募集及び選定の手順</p> <p>(1) 事業者の募集及び選定スケジュール</p> <p>事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は表 2-1 のとおりとする。なお、企業団の事情により下記予定を変更することがある。その場合は、ウェブサイト等で周知する。</p> <p>表 2-1 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th><th>日 程</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方針（案）等の公表</td><td>令和7年3月21日</td></tr> <tr> <td>現場見学（Web開催）</td><td>令和7年3月21日 ～令和9年3月上旬</td></tr> <tr> <td>第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）</td><td>～令和7年4月18日</td></tr> <tr> <td>第1回質問・意見の受付（実施方針（案））</td><td>～令和7年4月18日</td></tr> <tr> <td>第1回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和7年6月中旬</td></tr> <tr> <td>要求水準書（案）の公表</td><td>令和8年4月</td></tr> <tr> <td>第2回資料閲覧（実施）</td><td>～令和8年5月</td></tr> <tr> <td>現地調査の実施</td><td>～令和8年6月</td></tr> <tr> <td>第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））</td><td>～令和8年7月</td></tr> <tr> <td>第2回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和8年8月</td></tr> <tr> <td>入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表</td><td>令和8年10月</td></tr> <tr> <td>現地調査の実施</td><td>～令和8年10月</td></tr> <tr> <td>第3回質問・意見の受付（入札説明書等）</td><td>～令和8年10月</td></tr> <tr> <td>第3回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和8年11月</td></tr> <tr> <td>入札参加資格確認申請書類の提出</td><td>令和8年12月</td></tr> <tr> <td>入札参加資格確認通知の送付</td><td>令和8年12月</td></tr> <tr> <td>第1回技術対話の実施</td><td>令和9年1月</td></tr> <tr> <td>第2回技術対話の実施</td><td>令和9年2月</td></tr> <tr> <td>入札（入札書及び提案書類の受付）</td><td>令和9年4月</td></tr> <tr> <td>技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施</td><td>令和9年6月</td></tr> <tr> <td>落札者の決定及び選定結果の公表</td><td>令和9年7月</td></tr> <tr> <td>基本契約締結</td><td>令和9年8月</td></tr> <tr> <td>建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結</td><td>令和9年9月</td></tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	実施事項	日 程	実施方針（案）等の公表	令和7年3月21日	現場見学（Web開催）	令和7年3月21日 ～令和9年3月上旬	第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）	～令和7年4月18日	第1回質問・意見の受付（実施方針（案））	～令和7年4月18日	第1回質問・意見に対する回答の公表	令和7年6月中旬	要求水準書（案）の公表	令和8年4月	第2回資料閲覧（実施）	～令和8年5月	現地調査の実施	～令和8年6月	第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））	～令和8年7月	第2回質問・意見に対する回答の公表	令和8年8月	入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和8年10月	現地調査の実施	～令和8年10月	第3回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和8年10月	第3回質問・意見に対する回答の公表	令和8年11月	入札参加資格確認申請書類の提出	令和8年12月	入札参加資格確認通知の送付	令和8年12月	第1回技術対話の実施	令和9年1月	第2回技術対話の実施	令和9年2月	入札（入札書及び提案書類の受付）	令和9年4月	技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和9年6月	落札者の決定及び選定結果の公表	令和9年7月	基本契約締結	令和9年8月	建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結	令和9年9月	<p>（変更）</p> <p>（変更）</p>
実施事項	日 程																																																																																																	
実施方針（案）等の公表	令和7年3月21日																																																																																																	
現場見学（Web開催）	令和7年3月21日 ～令和9年3月上旬																																																																																																	
第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）	～令和7年4月18日																																																																																																	
第1回質問・意見の受付（実施方針（案））	～令和7年4月18日																																																																																																	
第1回質問・意見に対する回答の公表	令和7年5月中旬																																																																																																	
要求水準書（案）の公表	令和8年4月中旬																																																																																																	
第2回資料閲覧（※必要に応じて実施）	～令和8年4月30日																																																																																																	
現地調査の実施	令和8年5月上旬 ～令和8年5月下旬																																																																																																	
第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））	～令和8年6月上旬																																																																																																	
第2回質問・意見に対する回答の公表	令和8年7月中旬																																																																																																	
入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和8年9月上旬																																																																																																	
現地調査の実施	令和8年9月中旬 ～令和8年9月下旬																																																																																																	
第3回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和8年9月下旬																																																																																																	
第3回質問・意見に対する回答の公表	令和8年10月中旬																																																																																																	
入札参加資格確認申請書類の提出	令和8年11月上旬																																																																																																	
入札参加資格確認通知の送付	令和8年11月下旬																																																																																																	
第1回技術対話の実施	令和8年12月中旬																																																																																																	
第2回技術対話の実施	令和9年1月下旬																																																																																																	
入札（入札書及び提案書類の受付）	令和9年3月上旬																																																																																																	
技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和9年4月中旬																																																																																																	
落札者の決定及び選定結果の公表	令和9年5月中旬																																																																																																	
基本契約締結	令和9年7月上旬																																																																																																	
建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結	令和9年8月下旬																																																																																																	
実施事項	日 程																																																																																																	
実施方針（案）等の公表	令和7年3月21日																																																																																																	
現場見学（Web開催）	令和7年3月21日 ～令和9年3月上旬																																																																																																	
第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）	～令和7年4月18日																																																																																																	
第1回質問・意見の受付（実施方針（案））	～令和7年4月18日																																																																																																	
第1回質問・意見に対する回答の公表	令和7年6月中旬																																																																																																	
要求水準書（案）の公表	令和8年4月																																																																																																	
第2回資料閲覧（実施）	～令和8年5月																																																																																																	
現地調査の実施	～令和8年6月																																																																																																	
第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））	～令和8年7月																																																																																																	
第2回質問・意見に対する回答の公表	令和8年8月																																																																																																	
入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和8年10月																																																																																																	
現地調査の実施	～令和8年10月																																																																																																	
第3回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和8年10月																																																																																																	
第3回質問・意見に対する回答の公表	令和8年11月																																																																																																	
入札参加資格確認申請書類の提出	令和8年12月																																																																																																	
入札参加資格確認通知の送付	令和8年12月																																																																																																	
第1回技術対話の実施	令和9年1月																																																																																																	
第2回技術対話の実施	令和9年2月																																																																																																	
入札（入札書及び提案書類の受付）	令和9年4月																																																																																																	
技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和9年6月																																																																																																	
落札者の決定及び選定結果の公表	令和9年7月																																																																																																	
基本契約締結	令和9年8月																																																																																																	
建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結	令和9年9月																																																																																																	

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>(2) 応募手続き等 イ 資料閲覧</p> <p>(ア) 閲覧期間 令和7年3月28日から令和7年4月18日まで (略)</p> <p>(オ) 申込期間 令和7年3月21日から令和7年3月28日まで (略)</p> <p>ウ 第1回質問・意見の受付 (実施方針 (案)) (略)</p> <p>エ 第1回質問・意見に対する回答の公表 質問に対する回答は、令和7年5月中旬までに提出者を伏せ、ウェブサイトで公表する。なお、本事業に対する意見については、非公表とするとともに意見者への回答も行わない。</p> <p>オ 汚泥及び脱水ケーキの提供 本事業の技術提案の検討のため、汚泥及び脱水ケーキの提供を実施する。 提供希望者は、汚泥及び脱水ケーキ提供申請書（様式4）を電子メールにより提出すること。 <u>なお、電子メール送信後、確認の電話を申込期限内に送信者</u> <u>の責任において行うこと。</u></p>	<p>(2) 応募手続き等 イ 資料閲覧</p> <p>(ア) 閲覧期間 令和7年3月28日から令和7年4月18日まで <u>(第1回実施済)</u> (略)</p> <p>(オ) 申込期間 令和7年3月21日から令和7年3月28日まで <u>(第1回実施済)</u> (略)</p> <p>ウ 第1回質問・意見の受付 (実施方針 (案)) <u>(実施済)</u> (略)</p> <p>エ 第1回質問・意見に対する回答の公表 <u>(実施済)</u> 質問に対する回答は、令和7年<u>6</u>月中旬までに提出者を伏せ、ウェブサイトで公表する。なお、本事業に対する意見については、非公表とするとともに意見者への回答も行わない。</p> <p>オ 汚泥及び脱水ケーキの提供 本事業の技術提案の検討のため、汚泥及び脱水ケーキの提供を実施する。 提供希望者は、汚泥及び脱水ケーキ提供申請書（様式4）を電子メールにより提出すること。</p>	(追記) (追記) (追記) (追記) (追記) (変更) (削除)

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>(ア) 申込期間 令和7年3月21日から令和8年2月27日まで (略)</p> <p>(ウ) 注意事項</p> <p>a 提供時期は以下の2回とし、詳細の日程は採取希望者と調整の上、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年8月 ・令和8年1月 <p>b 採泥容器等は事業者が持參とし、現地での提供に限るものとする。</p> <p>c <u>提供の申し込みはHP上で公表する。</u> (略)</p>	<p>(ア) 申込期間 令和7年3月21日から<u>令和7年12月19日</u>まで (略)</p> <p>(ウ) 注意事項</p> <p>a 提供時期は以下の2回とする。 <u>詳細の日程は、企業団と採取希望者が調整し、決定する。</u> <u>なお、日程の候補日は、企業団からのメールにより提示する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年8月 ・令和8年1月 <p>b 採泥容器等は事業者が持參とし、現地での提供に限るものとする。</p> <p><u>カ 現地調査</u> <u>本事業の現地調査の詳細については、ウェブサイトで公表する。</u></p>	(変更) (追記) (削除) (追加)

修 正 前	修 正 後	備考欄																								
<p>第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件</p> <p>3 各業務における参加資格要件</p> <p>(1) 工事を実施する企業の要件</p> <p>(略)</p> <p>カ 建設JVの代表企業もしくは単独企業は、有資格者名簿において、「機械器具設置工事」、及び「水道施設工事」に登録されているものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件</p> <p>3 各業務における参加資格要件</p> <p>(1) 工事を実施する企業の要件</p> <p>(略)</p> <p>カ 建設JVの代表企業もしくは単独企業は、有資格者名簿において、「機械器具設置工事」、及び「水道施設工事」に登録されているものとする。</p> <p>(略)</p>	(削除)																								
<p>表 3-1 本事業における業種ごとの経審点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>代表企業</th><th>機械企業 (代表企業以外)</th><th>電気企業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建設業許可 (業種)</td><td>機械器具設置工事業 1,200 水道施設工事業 1,200</td><td>機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000</td><td>電気工事業 —</td></tr> <tr> <td>有資格者名簿</td><td>機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○</td><td>機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○</td><td>電気工事 ○</td></tr> </tbody> </table> <p>ク 建設JVの代表企業もしくは単独企業は、公告日（令和8年9月予定）までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員の実績に限る。</p>	項目	代表企業	機械企業 (代表企業以外)	電気企業	特定建設業許可 (業種)	機械器具設置工事業 1,200 水道施設工事業 1,200	機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000	電気工事業 —	有資格者名簿	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	電気工事 ○	<p>表 3-1 本事業における業種ごとの経審点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>代表企業</th><th>機械企業 (代表企業以外)</th><th>電気企業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建設業許可 (業種)</td><td>機械器具設置工事業 1,100 水道施設工事業 1,100</td><td>機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000</td><td>電気工事業 —</td></tr> <tr> <td>有資格者名簿</td><td>機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○</td><td>機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○</td><td>電気工事 ○</td></tr> </tbody> </table> <p>ク 建設JVの代表企業もしくは単独企業は、公告日（令和8年10月予定）までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員の実績に限る。</p>	項目	代表企業	機械企業 (代表企業以外)	電気企業	特定建設業許可 (業種)	機械器具設置工事業 1,100 水道施設工事業 1,100	機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000	電気工事業 —	有資格者名簿	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	電気工事 ○	(変更) (変更)
項目	代表企業	機械企業 (代表企業以外)	電気企業																							
特定建設業許可 (業種)	機械器具設置工事業 1,200 水道施設工事業 1,200	機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000	電気工事業 —																							
有資格者名簿	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	電気工事 ○																							
項目	代表企業	機械企業 (代表企業以外)	電気企業																							
特定建設業許可 (業種)	機械器具設置工事業 1,100 水道施設工事業 1,100	機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000	電気工事業 —																							
有資格者名簿	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	電気工事 ○																							

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>ケ 機械企業は、公告日（令和 8 年 9 月予定）までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、構成員として担当したものに限る。</p>	<p>ケ 機械企業は、公告日（令和 8 年 10 月 予定）までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、構成員として担当したものに限る。</p>	(変更)
<p>コ 電気企業は、公告日（令和 8 年 9 月予定）までの間に完成した、高圧受配電設備を含む更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、構成員として担当したものに限る。</p>	<p>コ 電気企業は、公告日（令和 8 年 10 月 予定）までの間に完成した、高圧受配電設備を含む更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、構成員として担当したものに限る。</p>	(変更)
<p>ス 建設 JV の代表企業もしくは単独企業は、設計・建設の事業期間を通じて本事業に専任し、設計及び工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置できること。統括責任者は、統括等の業務経験を有する者とする。</p>	<p>ス 建設 JV の代表企業もしくは単独企業は、設計・建設の事業期間を通じて本事業に選任し、設計及び工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置できること。統括責任者は、統括等の業務経験を有する者とする。</p>	(追加)
<p>(2) 設計業務 を実施する企業の要件</p> <p>ア 設計 企業は、基本契約の締結後に結成される建設 JV を構成する企業として参加する。</p>	<p>(2) 設計業務 を実施する企業の要件</p> <p>ア 設計 企業は、基本契約の締結後に結成される建設 JV を構成する企業として参加する。表 3-2 に示すとおり、設計企業は有資格者名簿において、登録が認められている者とする。</p>	(追加)

修 正 前	修 正 後	備考欄								
	<p style="text-align: center;">表 3-2 設計業務を実施する企業に必要な要件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">業種</th> </tr> <tr> <th>機械</th> <th>電気</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有資格者名簿 (コンサル) ※1</td> <td>上水道 及び 工業用水道 <input type="radio"/></td> <td>上水道 及び 工業用水道 <input type="radio"/></td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; margin-top: 10px;"> ※1 工事を実施する企業が自ら担当する工事（業種）の設計までを行う場合は、その業種の設計業務に係る有資格者名簿の登録は問わないものとする。 </p> <p style="text-align: center;">(3) 運転維持管理業務を実施する企業の要件</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 運転維持管理 J V の代表企業は、有資格者名簿において、「汚水処理施設等保守管理の委託」に登録を認められている者であり、公告日（令和 8 年 9 月予定）までの過去 15 年以内に完了した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る運転管理業務を元請として、3 年以上継続して行った履行実績を有するものとする。なお、当該履行実績が共同企業体の構成員としての履行実績の場合は、構成員として担当したものに限る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	項目	業種		機械	電気	有資格者名簿 (コンサル) ※1	上水道 及び 工業用水道 <input type="radio"/>	上水道 及び 工業用水道 <input type="radio"/>	(追加)
項目	業種									
	機械	電気								
有資格者名簿 (コンサル) ※1	上水道 及び 工業用水道 <input type="radio"/>	上水道 及び 工業用水道 <input type="radio"/>								
(3) 運転維持管理業務を実施する企業の要件		(追加)								
		(追記)								

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>第 12 その他 5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先 (略)</p> <p>なお、本書の内容については、応募手続に示す「第1回質問・意見の受付（実施方針（案））」時のみ受け付ける。</p>	<p>第 12 その他 5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先 (略)</p> <p>なお、本書の内容については、応募手続に示す「第1回質問・意見の受付（実施方針（案））」時のみ受け付ける<u>（実施済）</u>。</p>	(追記)
<p>別紙 1 事業対象範囲（主な整備範囲 1/2） (事業対象範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮槽 捕器類、配管等 <u>撤去工事</u> ・濃縮槽 電気設備 <u>撤去工事</u> ・放流用浄水設備 機械電気設備 <u>撤去工事</u> 	<p>別紙 1 事業対象範囲（主な整備範囲 1/2） (事業対象範囲)</p>	(削除)
<p>別紙 4 既設機械フローシート（二次濃縮①） (台数) 排泥池汚泥引抜ポンプ 3 台（表）</p>	<p>別紙 4 既設機械フローシート（二次濃縮①） (台数) 排泥池汚泥引抜ポンプ <u>5</u> 台（表）</p>	(変更)
<p>別紙 4 既設機械フローシート（二次濃縮②） (容量) ろ過濃縮スラッジ貯留搔き機 1.5kW (仕様) 自動スクリーン 3.31mL</p>	<p>別紙 4 既設機械フローシート（二次濃縮②） (容量) ろ過濃縮スラッジ貯留搔き機 <u>1.2</u>kW (仕様) 自動スクリーン <u>3.1</u>mL</p>	(変更)

修正前					修正後					備考欄																																																																																																									
別紙4 既設機械フローシート(脱水機) (台数) メンテ用ホイスト 5台(図、表) ろ液移送ポンプ 2台(図)、1台(表) 自動給水装置 2台(図、表) (仕様) 脱水機用空気槽 6m ³ 自動給水装置 215m 15kW					別紙4 既設機械フローシート(脱水機) (台数) メンテ用ホイスト 6台(図、表) ろ液移送ポンプ 3台(図、表) 自動給水装置 <u>1ユニット(2台)</u> (図、表) (仕様) 脱水機用空気槽 <u>6.5m³</u> 自動給水装置 <u>38m 2.2kW</u>					(変更) (変更) (変更) (変更) (変更)																																																																																																									
別紙8 リスク分担表(3/3)					別紙8 リスク分担表(3/3)					(追加)																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">リスクの種類</th> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">負担者※11</th> </tr> <tr> <th>企業団</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転維持管理</td> <td rowspan="3">発生土</td> <td>65</td> <td>事業者の障害事由による処分の不備</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>66</td> <td>事業者が契約する搬出業者・処分業者の廃棄、事業停止に伴う処分の不備</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>67</td> <td>企業団の障害事由による処分の不備</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">運転維持管理</td> <td rowspan="5">施設性能 (新設対象施設)</td> <td>68</td> <td>施設の契約不適合によるもの(契約不適合責任期間中)</td> <td></td> <td>●※12</td> </tr> <tr> <td>69</td> <td>施設の契約不適合によるもの(契約不適合責任期間後)</td> <td>●※12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>事業者が実施する機器等更新について、事業者の障害事由により不具合が発生した場合</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>事業者の障害事由による性能不足に関するもの(事業者提案による改良、運転維持管理の人為的なミス等に起因するもの)</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施設 (継続利用施設)</td> <td>73</td> <td>事業者の障害事由による施設の損傷に関するもの</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>74</td> <td>企業団の障害事由による施設の損傷に関するもの</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>電気、水道等の供給停止によるもの</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ライフライン・消耗品</td> <td>76</td> <td>ガスの供給停止によるもの</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>事業者の障害事由による下水放流の不備</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>78</td> <td>事業者の運送する消耗品等の不備に関するもの</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">運転維持管理</td> <td rowspan="7">通信システムの障害復旧・安全対策</td> <td>79</td> <td>事業者が使用するOA機器等、事業者の障害事由によるもの</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>企業団の障害事由によるもの</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>81</td> <td>事業者の障害事由による運転維持管理費の増加</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>82</td> <td>企業団の障害事由による運転維持管理費の増加</td> <td>●※13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>83</td> <td>事業終了時の業務引継ぎの不備</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">事業終了時の施設の状況</td><td colspan="5">事業終了時の施設の状況</td><td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>												段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者※11		企業団	事業者	運転維持管理	発生土	65	事業者の障害事由による処分の不備	●		66	事業者が契約する搬出業者・処分業者の廃棄、事業停止に伴う処分の不備	●		67	企業団の障害事由による処分の不備	●		運転維持管理	施設性能 (新設対象施設)	68	施設の契約不適合によるもの(契約不適合責任期間中)		●※12	69	施設の契約不適合によるもの(契約不適合責任期間後)	●※12		70	事業者が実施する機器等更新について、事業者の障害事由により不具合が発生した場合	●		71	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●		72	事業者の障害事由による性能不足に関するもの(事業者提案による改良、運転維持管理の人為的なミス等に起因するもの)	●		施設 (継続利用施設)	73	事業者の障害事由による施設の損傷に関するもの	●		74	企業団の障害事由による施設の損傷に関するもの	●		75	電気、水道等の供給停止によるもの	●		ライフライン・消耗品	76	ガスの供給停止によるもの	●		77	事業者の障害事由による下水放流の不備	●		78	事業者の運送する消耗品等の不備に関するもの	●		運転維持管理	通信システムの障害復旧・安全対策	79	事業者が使用するOA機器等、事業者の障害事由によるもの	●		80	企業団の障害事由によるもの	●		81	事業者の障害事由による運転維持管理費の増加	●		82	企業団の障害事由による運転維持管理費の増加	●※13		83	事業終了時の業務引継ぎの不備	●		事業終了時の施設の状況					事業終了時の施設の状況					(略)	
段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者※11																																																																																																															
				企業団	事業者																																																																																																														
運転維持管理	発生土	65	事業者の障害事由による処分の不備	●																																																																																																															
		66	事業者が契約する搬出業者・処分業者の廃棄、事業停止に伴う処分の不備	●																																																																																																															
		67	企業団の障害事由による処分の不備	●																																																																																																															
運転維持管理	施設性能 (新設対象施設)	68	施設の契約不適合によるもの(契約不適合責任期間中)		●※12																																																																																																														
		69	施設の契約不適合によるもの(契約不適合責任期間後)	●※12																																																																																																															
		70	事業者が実施する機器等更新について、事業者の障害事由により不具合が発生した場合	●																																																																																																															
		71	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●																																																																																																															
		72	事業者の障害事由による性能不足に関するもの(事業者提案による改良、運転維持管理の人為的なミス等に起因するもの)	●																																																																																																															
	施設 (継続利用施設)	73	事業者の障害事由による施設の損傷に関するもの	●																																																																																																															
		74	企業団の障害事由による施設の損傷に関するもの	●																																																																																																															
		75	電気、水道等の供給停止によるもの	●																																																																																																															
	ライフライン・消耗品	76	ガスの供給停止によるもの	●																																																																																																															
		77	事業者の障害事由による下水放流の不備	●																																																																																																															
		78	事業者の運送する消耗品等の不備に関するもの	●																																																																																																															
運転維持管理	通信システムの障害復旧・安全対策	79	事業者が使用するOA機器等、事業者の障害事由によるもの	●																																																																																																															
		80	企業団の障害事由によるもの	●																																																																																																															
		81	事業者の障害事由による運転維持管理費の増加	●																																																																																																															
		82	企業団の障害事由による運転維持管理費の増加	●※13																																																																																																															
		83	事業終了時の業務引継ぎの不備	●																																																																																																															
事業終了時の施設の状況					事業終了時の施設の状況					(略)																																																																																																									
(略)					(略)					(略)																																																																																																									

※スペース、改行などの修正については記載を省略とする。